

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

トライアル雇用助成金

(一般トライアルコース)

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な求職者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により、試行的に雇用する事業主に対し賃金の一部が助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により採用すること
2. 1. の求職者はトライアル雇用による雇い入れを希望している者であり、次のいずれかに該当すること
 - (1) 紹介日前2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者
 - (2) 紹介日前において離職している期間が1年を超えている者
 - (3) 妊娠、出産または育児を理由として離職したものであって、紹介日前において安定した職業についていない期間（離職前の期間は含めない）が1年を超えている者
 - (4) 生年月日が1968年（昭和43年）4月2日以降の者で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者
 - (5) その他の就職援助を行うにあたって特別の配慮を要する者（※）
3. 1. の求職者を1週間の所定労働時間が30時間（日雇労働者、住居喪失不安定就労者、ホームレスは20時間）を下回らない条件で、原則3カ月のトライアル雇用をすること

※生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、日本に避難を余儀なくされたウクライナの住民、出入国在留管理庁の認定を受けた補完的保護対象者、日本に避難を余儀なくされたアフガニスタン、シリア避難民

受給内容

1人あたり月額最大**4万円**（最長3ヵ月）

※母子家庭の母等または父子家庭の父に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大**5万円**（最長3ヵ月）

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所